



都市緑地法に基づき「緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画」として平成31年4月に策定

心か
よう
美
しい
緑
の
ま
ち

な
が
の

基本方針1 緑豊かなまちを創ります (緑の創出)

- 1-1 公園緑地の整備
- 1-2 公園緑地の管理運営
- 1-3 民有地・交友施設の緑化
- 1-4 緑のネットワークの整備
- 1-5 緑化重点地域の指定

基本方針2 受け継がれてきた緑を守ります (緑の保全)

- 2-1 歴史や文化的環境の保全と活用
- 2-2 貴重な自然の保全と活用
- 2-3 森林の保全と活用
- 2-4 農地の保全と活用
- 2-5 水辺・河川の保全と活用

基本方針3 緑と親しむ文化や人を育みます (緑育の推進)

- 3-1 緑化意識の啓発と緑の普及
- 3-2 緑の人材育成と支援
- 3-3 緑を支えるしくみづくり

次期計画の策定のポイント

平成31年4月に策定後
概ね10年が経過

社会情勢の変化

- ・ 少子高齢化
- ・ 労働力の不足
- ・ 地球温暖化の加速
- ・ 気象災害の増加
- ・ デジタル技術の進化

など

国・県などの動向と個別計画との整合

国

- ・ 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針 策定 (R6)
- ・ グリーンインフラ推進戦略2023 (R4)

県

- ・ 信州まちなかグリーンインフラ推進計画 改正 (R8) 【次ページ参照】

市

- ・ 長野市総合計画 改定 (R9)
- ・ 都市計画マスタープラン 改定 (R9)
- ・ 長野市環境基本計画 改定 (R9)

社会情勢の変化等に対応するため、令和10年4月改定を目指す